

平成26年7月24日

各位

会社名 チッソ株式会社  
(グリーンシート銘柄 4006)  
代表者名 代表取締役社長 森田 美智男  
問合せ先 総務部長 田村 秀人  
TEL (03) 3243-6370

## 訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

平成26年3月31日付「訴訟の判決及び特別損失の発生に関するお知らせ」にてお知らせいたしました判決について、8名の原告から同判決を不服として控訴の提起を受け、本日控訴状の送達がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 控訴の提起がなされた裁判所及び年月日

- (1) 控訴の提起があった裁判所 福岡高等裁判所  
(2) 控訴の提起日 平成26年4月8日

## 2. 当該控訴を提起した者

控訴人 佐藤 英樹 外6名、附帯控訴人 大堂 進

## 3. 経緯

原告8名は水俣病に罹患しているとして、当社に対し原告7名については1人につき1,600万円を、原告1名については1億円（総額2億1,200万円）の慰謝料及び弁護士費用を請求する訴えを熊本地方裁判所に提起していました。

平成26年3月31日に、原告3名の請求については一部を認容し、合計金額1億1,160万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じる旨の第一審判決の言渡しがありました。

本件控訴の原告はこの判決を不服として、福岡高等裁判所に対し国、熊本県及び当社を被控訴人とする控訴を提起したものです。

## 4. 控訴の趣旨

- (1) 原判決中、控訴人らの敗訴の部分の取り消し  
(2) 被控訴人らに対する、各控訴人1人につき1,700万円の損害賠償請求及び経過利息の支払い請求  
(3) 被控訴人らに対する、附帯控訴人の1億9,338万7,839円の損害賠償請求及び経過利息の支払い請求  
(4) 訴訟費用の被控訴人負担

## 5. 今後の見通し

当社は控訴審におきましても、当社の主張について理解が得られるよう、引き続き適切に対応してまいります。

なお当社におきましても、第一審において当社の主張が認められなかった原告3名の判決につきまして、当社の主張について十分に理解を得るため、平成26年4月10日付で福岡高等裁判所に控訴いたしております。

今後、訴訟の推移によっては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点ではその影響額は不明であります。

以上